

再被害者化(Repeat Victimization)

女性に対する DV の 90%において、系統のかつ時に激化していく暴力的ふるまいがみられると推計されている。再被害者化に関する数値は、DV 専門警察官の実績を監視し業務に照準を合わせる上で有用である。多くの上級幹部が、再被害者化の削減を示しうることが成功の重要な指標であると感じている事実にもかかわらず*、方針について面談したうちの 41%の者が、自分たちの警察本部では再被害者化のレベルを監視していないと述べた。

※内務省による再被害者化のための主要な実績指標の定義では、再被害者化とは、同じ人又は場所が一定期間（1 年間が適当とされている）内に 1 回以上の事件被害に遭うことをいう。

少数の DV 専門警察官は、再被害者化に系統立てた対策を講じようとしていた。反復事案が確認されると、それらの DV 専門警察官は、例えば被害者に手紙を書いてから電話をかけ最後に自宅訪問するなどの、特定のパターンに沿って一連の職務を遂行したのである。このように組み立てられた対応をとることで、異なった介入方法の有効性を監視することができ、DV 専門警察官の職務の成否を評価する基礎が形成されている。

地域での DV のパターンを理解し、どのような介入の効果をも測定するためには、3 つの指標が適当である：事案発生件数（発生率）；再被害者化の起きている事案の件数（集中率）；被害者の人数（普及率）。例えば、もし、予防的な取組みの結果、発生件数が下がらなかったとすれば、その原因としては、取組みの効果がなかったからということが考えられる。発生率の無変化の理由として考えられ、また望ましいのは、再被害者化は減ったが、より多くの女性が被害を受けたことを届け出るようになり、普及率の増加として表れたというものである。終局的には、（警察の出動を必要とする女性が無限に供給されるわけでもないため）「飽和状態」に達したとき、再被害者化が効果的に予防され続けていれば、発生件数全体の減少も期待できるであろう。

第 7 節 研修

DV に関する研修は、警察官に必要な技能を与えるだけでなく、流行遅れの態度を問題視し適切な警察本部方針の実行を保証するためにも、すべての階級にとって重要である。本節では、一般的な研修の供与と、DV 担当者への特別な采配について検討する。また、研修の実施における DV 専門警察官の関与についても見ることにする。研修教官を研修する手はずと、外部の研修プログラムへの関わりについても議論する。概して、研修の供与は、専門家に対するものですら寄せ集め的であり、警察本部は、上級職員その他本部の DV 対応において主要な役割を担う者に研修を施す戦略を欠いているように見える。

DV に関する一般的な研修の供与

35 警察本部(83%)が、専門官以外の警察官に対し、部内の DV 研修を施していると述べた。17 警察本部では、DV に関する唯一の研修は、見習い生に対する初任一般研修及び導入の一部として行われているのみである。他の 17 警察本部では、主たる研修対象者は見習い生と巡査である。ただ 1 つの本部のみで、より広範囲の集団に対して研修を行っていた。実地調査で面談した巡査の大半は、DV 研修を行っていると断言した警察本部で勤務しているにもかかわらず、部内 DV 研修を受けたことがないと答えていた。

部内研修が行われるときは、DV 専門警察官の貢献に大きく依存していた。42 人(65%)が、他の警察官に対し研修を行っていた。彼らは、時間とともに知識がこぼれ落ちないように、積極的に実務や態様の好事例を叩き込み、DV 研修を怒濤のようなプログラムとして扱うことの必要性を強調した。新しい法制や地域の取組みの進展もあるので、情報の更新も必要であった。時に、警察内の様々な集団へ研修を申し出ても、言わば「馬の耳に念仏」であることがあった。ある DV 専門警察官は、制御室職員、留置部門職員、刑事、交替制勤務の巡査部長等を対象に試みたが、成功の程度は様々であった。上級幹部を研修に参加させることは特に難しいと考えられていたが、これに成功してしまえば、DV 業務の重要性は、警察本部全体で概して高まった。

ある研修方法は、他の方法よりも更に成功を収めていると感じられていた。有用であった研修アプローチには、DV 通報のテープの再生、結局殺人にまで至ってしまった事案への警察による対応記録の見直し、再被害者化のサイクルを断ち切るための警察活動戦略の検討などがあった。教官巡査への情報投入は、彼らが見習い生の指導官としての役割を果たすことから、重要であると考えられていた。

DV に特別な責任を有する者のための研修

29 人(69%)の職務管理官及び 55 人(66%)の現場警察官は、DV 研修には何かが欠けていると述べた。30 警察本部(71%)では、「1996 年家族法第 4 章」及び「1997 年嫌がらせからの防止法」の新規法制の結果として、警察の研修を追加することが必要だと考えていた。

20 警察本部(56%)は、DV に特別な責任を有する警察官が、その役割のための研修を受けていると報告した。14 警察本部(70%)が、部内の課程として研修を実施し、その期間は、大抵が 3～5 日間であるとのことであった(2 警察本部では 10 日間のコースを設けていた。)。しかし、このような研修を受講していたのは、28 名(33%)の現場警察官及び 16 名(38%)の職務管理官のみであった。コースを開設していると報告されたうちの 15 警察本部の被面談者は、どのような特別研修も受けたことがないと言った。

児童保護及び DV に関する研修で最も成功するパターンの一つは、両方の専門性を体得した研修官による合同研修だということが実証されている。しかし、実地調査の

対象となった警察本部の DV 専門警察官と児童保護担当警察官は、一緒に研修を受けたことはほとんど無いと答えた。

研修官に対する研修

DV 専門警察官は、研修技術について、職員を評価する際の考慮事項にはならないが、自らの仕事にとって必須であると述べた。警察本部の研修官の補助を得てコースを実施する DV 専門警察官は多くないが、自分で研修を実施する者は多く、その仕事の大部分は DV 専門警察官が率先して引き受けたものであった。研修の実施は、大抵、彼らの勤務時間を非常に食うものであった。ある DV 専門警察官は、「どれくらい関与したかは、いつも非常に過少な評価をされる。私は、自分の勤務時間の 3 分の 1 を研修に割いているのに。」と言った。正式な研修官が関与しようとしらない理由の一部には、警察研修には多くの優先事項が拮抗していることも挙げられるが、ある DV 専門警察官は、「研修の需要は研修部門が握っている」ので、この優先事項の拮抗を不幸なことだと表現した。

参加者がとても役に立ったとの感想を持った、全 DV 専門警察官のための 1 週間の「DV 研修官用の研修」コースは、調査した中の警察本部の 1 つで実施されていた。研修を行いたいという DV 専門警察官の申し出が受け入れられた部署では、受講した警察官の対応に改善がみられ、また、被害者や弁護士からは好意的な手紙を貰うようになった。しかし、他の警察本部の DV 専門警察官の大半は、自分自身は研修官として何の研修も受けていないと答えていた。

他の組織の研修

大抵の DV 専門警察官は、外部の研修に関与している。DV 協議会の代表集団に対して系統的に研修を行っている者もいるが、これが彼らの時間の大部分を費消していた。主要な保健衛生チーム—（家庭訪問をする）保健士、一般医、助産婦—にねらいを定めることが、DV 専門警察官への照会件数の増加につながると感じられた。

第 8 節 結論

DV に関する警察方針

- ・ DV の定義について全国的な合意のないことが、警察の業績を評価する上での主要な障害であり、このために、統計を直接比較することができない。届け出られ記録された事案に関して信頼に足る全国的な統計を作成するのであれば、全国的な定義に向けた合意が不可欠である。

- ・ 適切で、効果的に浸透する DV 方針とするためには、方針声明書の作成及び更新に関して管理が行き届くことが重要である。

- ・ 警察官に対する又は警察官による DV の告訴が、極秘かつ公平な捜査のための特別